

第 11 回
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議
議事次第

平成 30 年 4 月 10 日 (火)
13 : 00 ~ 14 : 10
臨床研修講習室

1. 開会

2. 講演 「2018年介護報酬改定の改定内容」
講師：厚生労働省 老健局
老人保健課長 鈴木 健彦 氏

3. 閉会

《配付資料》

- 資料 1 地域包括ケア推進業務の実施状況（平成 30 年 1 月～ 3 月）
- 資料 2 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程
- 資料 3 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の業務推進基本方針
- 資料 4 平成 30 年度都県事務所への地域包括ケア推進業務協力依頼の見込みについて
- 資料 5 平成 30 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係の業務について
- 資料 6 平成 30 年度関東信越厚生局地域包括ケア推進事業の実施予定（自治体ネットワーク）

平成 30 年 4 月 10 日
地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進業務の実施状況（平成 30 年 1 月～3 月）

推進本部関係	○第 10 回地域包括ケア推進本部会議（1 月 9 日）
都県協議会関係	○第 6 回関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会及びフレイル予防等に関する説明会（1 月 19 日） ※フレイル予防等に関する説明会は管理課と連携して実施。
啓発活動（セミナー等）関係	○第 9 回地域包括ケア応援セミナー（3 月 8 日） ※新潟県と共催で実施
マッチング事業（老健事業） ※（株）ニッセイ基礎研究所	○マッチングイベント・PR大会（2 月 27 日）
講演依頼	○埼玉県社会福祉協議会 介護支援専門員実務研修（1 月 9 日、17 日）
後援名義の使用申請	○東京都「若年性認知症企業向けセミナー」（1 月 5 日承認）
地域包括ケア推進課長会議	○地方厚生（支）局地域包括ケア推進課長会議（1 月 15 日、3 月 7 日）
さいたま新都心意見交換会	○第 5 回さいたま新都心意見交換会（1 月 29 日）
大規模集合住宅勉強会	○第 7 回大規模集合住宅勉強会（2 月 20 日）
関東地方整備局住宅整備課との連携	○埼玉県居住支援協議会ワークショップ（1 月 26 日） ○第 3 回関東ブロック市区町村居住支援協議会情報交換会（2 月 5 日）
介護保険事業（支援）計画関係	○第 7 期介護保険事業（支援）計画の策定状況確認のための都県訪問（2 月 9 日～3 月 15 日）

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程

平成28年4月 1日制定

平成28年7月12日改正

関東信越厚生局長伺定め

(設置目的)

第1条 関東信越厚生局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として、関東信越厚生局（以下「局」という。）に「地域包括ケア推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働本省、都県と連携しつつ、管轄区域内の市区町村における地域包括ケアシステムの取組みを推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、局による効果的な業務の実施を図る。

(組 織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長、本部員及び参与を置く。

- (1) 本部長は、関東信越厚生局長をもって充て、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、関東信越厚生局健康福祉部長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、別紙に掲げる職にある者をもって充て、本部長の指示を受けて所掌事務を行う。
- (4) 参与は、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体担当者等から外部有識者としての助言を得るため、推進本部長が委嘱し、必要に応じて会議に招集する。

(庶 務)

第4条 推進本部の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

(開催等)

第5条 推進本部の会議は本部長が招集し、各四半期に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月12日から施行する。

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職

- ・ 健康福祉部長（副本部長）
- ・ 指導総括管理官
- ・ 企画調整課長
- ・ 医療構造改革推進官
- ・ 健康福祉課長
- ・ 医事課長
- ・ 医事課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進課長
- ・ 上席地域包括ケア推進官
- ・ 地域包括ケア推進課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進官
- ・ 地域支援事業係長
- ・ 管理課長
- ・ 医療課長
- ・ 指導監査課長
- ・ 東京事務所長
- ・ 神奈川事務所長
- ・ 千葉事務所長
- ・ 茨城事務所長
- ・ 栃木事務所長
- ・ 群馬事務所長
- ・ 長野事務所長
- ・ 新潟事務所長
- ・ 山梨事務所長
- ・ その他本部長が必要と認めた者

平成 29 年 4 月 11 日
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部決定

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の 業務推進基本方針

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部は、管轄区域内市区町村の医療介護連携、地域包括ケアの取り組みを推進するため、都県への支援を行うこと及び都県の役に立つ業務を実施することを基本コンセプトとして、下記の点に留意の上、業務を推進する。

記

- 一 各本部員は、管内都県の地域包括ケアに関する情報の収集に努めるとともに、これを地域包括ケア推進課にフィードバックし、同課における情報の集約に協力する。
- 二 地域包括ケア推進課は、関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の中心となり、組織全体での情報や課題の共有、取組の推進に努め、都県との連携体制を構築しつつ、情報の収集発信や啓発活動の実施等の具体的業務を遂行する。
- 三 健康福祉課及び医事課等は、補助金執行や養成施設の指導監督等の業務の遂行に当たり、地域包括ケア推進課との連携・支援に努める。
- 四 都県事務所長は、地域包括ケア推進課併任者の協力を得て、地域包括ケアの推進について、都県の窓口としての機能を果たすよう努めるとともに、各都県において地域包括ケア推進課が事業を実施する場合には、これに連携・協力する。

以上

平成30年4月10日
地域包括ケア推進課

平成30年度 都県事務所への地域包括ケア推進業務協力依頼の見込みについて

今年度につきましても、下記のとおり協力依頼を行うことを想定しておりますので、御協力のほどお願いいたします。

記

1. 都県への訪問と意見交換への参加

各都県の地域包括ケア推進担当課等へ当課の職員が訪問し、医療・介護連携も含めて意見交換を行うことを予定していますので、その際には可能な範囲で所長又は併任者の参加をお願いします。

2. 医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に係る自治体への提供（随時）

医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に関する自治体への提供については、開示請求ではなく文書依頼による提供が可能となっていますので、自治体から依頼があった場合は、引き続き提供をお願いします。

3. 記者クラブへの投げ込み（随時）

地域包括ケア応援セミナーを始めとするイベントの開催に際して、必要に応じて都県庁の記者クラブへの投げ込みをお願いします。

4. 情報収集（随時）

在宅医療・介護連携に資する情報や都県のローカルな地域包括ケアの推進に資する情報について、日頃の業務を通じて見聞きしたり、地方紙等に記事が掲載されていた場合には、当課へ情報提供をお願いします。

5. 地域包括ケア応援セミナーの地方開催について（随時）

昨年度は、新潟県において、県からの要望により地域包括ケア応援セミナーを開催しました。このセミナーは当局と県との共催とし、運営を協力して行いました。

今年度はセミナーを3回（7月、9月、11月）開催予定で、このうち9月及び11月については、都県から希望があれば共同開催とする場合がありますので、その際には可能な範囲で御協力をお願いします。

※ 上記以外にも、必要に応じて御相談の上、お願いをすることがあります。

〈参考〉平成 29 年度 各都県事務所の地域包括ケア推進業務実施実績

月日	協力事項
4月11日	第6回関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議
6月20日	プレス投げ込み（関東地方整備局との連携による「第1回居住支援協議会に係る情報交換会」の開催について）
6月下旬～ 8月上旬	各都県地域包括ケア推進課訪問と意見交換の実施 ※ 一部事務所長が参加
7月11日	第7回関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議 ※ 都県事務所からの報告
10月10日	第8回関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議
11月15日	プレス投げ込み（マッチングイベントPR大会の開催について）
12月12日	第9回関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議
1月9日	第10回関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議
1月29日	プレス投げ込み（マッチングイベント・PR大会登壇者決定について）
随時	施設基準等の届出状況の自治体への提供
随時	地方紙等の情報提供

老 発 0 3 3 0 第 3 号

平成30年 3 月 30 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省老健局長

（公印省略）

平成 3 0 年度における地域包括ケア推進課が行う
老健局関係の業務について（通知）

平成 3 0 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務について次のとおり定めたので、通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

1 地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

2 平成30年度における老健局関係の推進課の業務

平成30年度は、地域支援事業のうち、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業が、完全実施となり、地域支援事業の全ての事業が全市町村で実施される年に当たること、更に高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化等の方向性も踏まえ、以下の取組を実施するようお願いしたい。

(1) 地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と考えられることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部を開催し、自治体等の課題やその解決に資する支援方策の検討等を行うことが望ましい。

(2) 地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、以下を参考に、各地方厚生（支）局の実情に応じて外部の関係者の意見等を聴く場（以下「意見交換会という。））を設けることが望ましい。

ア 外部の関係者の例

- ・ 都道府県
- ・ 政令指定都市
- ・ 中核市
- ・ 学識経験者
- ・ 保健医療福祉関係団体

イ 意見交換会の内容

- ・ 地域包括ケアシステムの関係者の課題等に関する意見交換等
- ・ 地方厚生（支）局が行う業務に関する意見交換等

(3) 地域支援事業（(4) イに係る事業を除く。）に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及びイに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第122条の2の規定に基づく交付金をいう。）について、老健局と連携を図りながら、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知）に基づき交付に関する事務を行う。

（4）認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等の認知症施策について、老健局と連携を図りながら、講演の実施、関係行事への積極的な参加等認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業（介護保険法第115条の45第2項第6号の規定に基づく事業をいう。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及び（3）イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の

都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する基金をいう。）に基づく事業（同法第4条第2項第2号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の管内都道府県における実施状況や課題等について、老健局と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査等により把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

地域包括ケアシステムに関する施策について、老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行う。

あわせて、老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合には、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行う。

(7) 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言、支援

介護保険事業（支援）計画（介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。）に基づく取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

3 老健局の支援

老健局は、推進課が行う2の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。

平成 30 年度 関東信越厚生局地域包括ケア推進事業の実施予定
(自治体ネットワーク)

1. 会議等の実施予定

(1) 都県協議会

- ① 実施時期 定例的に年 2 回程度開催 (5 月、2 月 各目途)
- ② 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
- ③ 実施概要 主要議題を設定の上、開催するが、5 月はインセンティブ交付金を取り上げ、情報共有と課題整理を行う予定

(2) 都県協議会分科会 (案) ※新設予定

① 介護人材確保関係

- ア 日 程 平成 30 年 7 月 12 日 (木) 又は 13 日 (金)
- イ 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
- ウ 参加対象 都県
- エ 実施概要 地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分) の担当者間の情報交換と基金の有効活用を目的として開催
各都県担当者からの事例発表後グループワークを実施

※ 29 年度に老健事業として実施したものを厚生局事業として実施。

② 地域支援事業交付金関係

- ア 日 程 平成 30 年 8 月上旬
- イ 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
- ウ 参加対象 都県
- エ 実施概要 地域支援事業交付金の担当者間の情報交換を目的として開催

③ 認知症施策関係

- ア 日 程 平成 30 年 10 月中旬
- イ 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
- ウ 参加対象 都県
- エ 実施概要 認知症施策の担当者間の情報交換を目的として開催

(3) 政令指定都市意見交換会

- ① 実施時期 定例的に年 2 回程度開催 (6 月、12 月)
- ② 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
- ③ 実施概要 都県協議会と同テーマで開催

2. セミナー等の実施予定

(1) (仮題) 介護報酬・診療報酬同時改定 (第10回応援セミナー)

- ① 日 程 平成30年7月6日(金)
- ② 場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館
- ③ 参加対象 自治体、大学、事業者等
- ④ 実施概要 社会保障審議会委員、同「介護給付費分科会」分科会長、同「医療部会」部会長代理の田中滋先生から介護報酬・診療報酬同時改定に関する講演等

(2) (仮題) 大規模集合住宅における地域包括ケアの推進 (第11回応援セミナー)

- ① 日 程 平成30年9月下旬
- ② 場 所 未定(会場募集、首都圏を想定)
- ③ 参加対象 自治体、住宅事業者、一般等
- ④ 実施概要 より具体的な実践報告

※ 会場を提供していただいたところと共催*します。

(3) (仮題) 介護予防・日常生活支援総合事業の現状と課題 (第12回応援セミナー)

- ① 日 程 平成30年11月下旬
- ② 場 所 未定(会場募集)
- ③ 参加対象 未定
- ④ 実施概要 移行した自治体のプロセスや事例紹介、生活支援コーディネーターの活動紹介等を想定

※ 会場を提供していただいたところと共催*します。

* 共催の場合の留意事項

- ① 会場借料が発生する場合は負担願います。
- ② 出演者はご要望を伺い、当局で折衝します。
- ③ 出演者の旅費・謝金については概ね折半とします。
(当局職員の旅費は当局負担)
- ④ 参加募集、資料作成は当局で行います。
- ⑤ 運営は協力願います。

(4) 事例研究会 (新規)

- ① 日 程 年3回程度開催(6月、9月、2月)
- ② 場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館
- ③ 参加対象 自治体職員等
- ④ 実施概要 自治体等の地域包括ケアに関する事例について、非公開のグループワーク形式での意見交換機会を提供し、理解促進を支援

※ 6月は1日(金)に移動支援関係で開催を予定(HPでご案内中)

(5) マッチング事業プレゼン大会

- ① 日 程 平成 31 年 1 月下旬
- ② 場 所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
- ③ 参加対象 自治体、大学、事業者等
- ④ 実施概要 地域包括ケアに関し、外部の力を求めたい「自治体」と、貢献意欲のある「大学」、「社会福祉法人」、「医療法人」、「民間企業」等を結び付ける

※ 29 年度に老健事業として実施したものを厚生局事業として実施し、併せて 29 年度事業のフォローアップを行う。

3. その他

(1) 地域支援事業交付金執行事務

平成 30 年度から、地域支援事業交付金交付要綱に基づく交付事務が老健局から交移管された。

(2) 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分・介護施設等整備分）関係業務

平成 29 年度と同様、管内都県における実施状況や課題等について、老健局と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査等を行う。